

富士市中学校部活動ガイドライン【概要版】

富士市では、「富士市中学校部活動ガイドライン」を平成30年7月に策定しました。これは、その概要をお知らせするものです。各中学校は、本ガイドラインを基に、学校や地域の実情に合った「部活動活動方針」を作成し、9月上旬頃までに各学校の保護者に配付予定です。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成30年8月 富士市教育委員会

1. はじめに

策定の経緯

本市教育委員会では、平成28年度に富士市部活動在り方委員会を設置し、市内中学校の部活動の実態や課題の把握に努めてきました。

平成30年3月にスポーツ庁から示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に続いて、4月に「静岡県部活動ガイドライン」が示されました。基本的な事項については、国と県から示された内容に則り、富士市中学校部活動在り方委員会において、文化部を含めた部活動ガイドラインを検討し、策定しました。

今後も富士市中学校部活動在り方委員会において検討を重ね、随時改定をしていく予定です。

部活動の教育的価値

部活動は、学校教育の一環として行われています。顧問をはじめとした関係者の指導のもと、生徒同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な活動です。

また、部活動を通して、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ能力や態度を育成したり、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感を養ったりすることができます。

このように、部活動には様々な教育的効果があり、明るく充実した学校生活を送る上で大きな役割を果たしています。

近年の課題

＜社会的な変化に伴う課題＞

- ・少子化による生徒数の減少に伴う部員数の減少
- ・専門的な指導力を持った顧問の不足
- ・生徒の負担感の増大
- ・教職員の多忙化 等

部活動の教育的価値を大切にしながら、時代や社会の流れに合った、これからの部活動の在り方についての見直しを行う必要があります。

2. 部活動運営・指導体制の確立

部活動運営体制の確立

○各学校は、組織的かつ計画的に部活動を実施するための組織を設置します。

- <例>・校内部活動検討委員会
(管理職、顧問代表等)
- ・校内部活動顧問者会
(顧問、養護教諭等)
 - ・校内部活動部長会
(各部活動の代表生徒、生徒会等)
 - ・部活動保護者説明会
(保護者と顧問、指導者等)

事故やけが、緊急時に備えた体制

- 各学校は、日頃から活動中における事故防止に向けた指導体制を整え、生徒の安全確保に努めます。万が一、事故が発生した場合、各学校の「危機管理マニュアル」等に基づき、組織で速やかに対応に当たります。
- 夏季における活動は、熱中症を発症する危険性が高いため、長時間の連続した活動は避け、あらかじめ気温や湿度の上昇が予想される場合は、活動の有無や活動時間を管理職や養護教諭等と検討して判断します。

生徒が自立して主体的に取り組む力の育成

- 顧問及び指導者は、限られた時間の中で、効率的で集中力の持続できる練習の工夫に努め、生徒一人ひとりの長所を伸ばす前向きな指導を心がけます。
- 顧問及び指導者は、部活動内における生徒一人ひとりの役割を明確にし、生徒の自己肯定感が高まるように支援します。
- 生徒が主体となり、練習や試合に対する取組状況を振り返り、今後の方向性を考えるなどの部内ミーティングを、顧問が立ち会う中で定期的に行います。



練習方法の工夫・体罰等の禁止

- 顧問や指導者は、生徒の発達段階を考慮するとともに、オーバーワークや過負荷によるスポーツ障害、燃え尽き症候群等を考慮して、練習内容や量を工夫します。
- 顧問や指導者は、生徒の人権を侵害するような発言や行為は許されないことを認識し、体罰やハラスメントと判断される発言や行為を絶対にしないという姿勢で、生徒を指導します。

計画的な活動スケジュールの設定

- 顧問は、年間活動計画を立て、生徒及び保護者に対して十分周知します。また、月別指導計画を作成し、前月中に生徒及び保護者に周知します。
- 顧問は、生徒の心身の発達段階や現在の部活動の実態に応じた活動計画や目標設定をします。

3. 部活動の設置と活動時間及び休養日の設定

部活動の設置

各学校は、生徒の安全を確保し、適切に部活動を実施するために、指導体制の整備を図ります。

下記の1、2、3のいずれかの要件が満たされない場合については、次年度に向けて、該当する部の改廃(統合、休部、廃部)について校内部活動検討委員会等で協議します。

【部活動の設置についての留意事項】

1. 団体競技については、1年生の正式入部が決定した時点で、全学年の部員数が団体競技(コンクール等)に出場できる人数が確保されている。
2. 重大な事故につながりやすい競技の部活動において競技の性質上、生徒の安全確保を行うため、以下の条件を満たすこと。
 - (1)安全に競技を実施するための施設、設備、環境等が確保されている。
 - (2)専門的な知識・技能をもった指導者又は外部指導者を配置する。
 - (3)複数顧問を配置する。
3. 学校の規模にもよるが、どの部にも複数の顧問や指導者を配置することを原則とする。

活動時間及び休養日の設定

【授業期間中の活動】

●平日

- ・少なくとも、週に1日以上休養日を設ける。
- ・活動時間は、長くとも2時間程度とする。

●週休日(学校の休業日)

- ・少なくとも、1日以上を休養日とする。
- ・活動時間は、3時間程度を原則とする。
- ・公式戦等で、やむを得ず土日両方に活動するような場合は、休養日を平日に確保する。
- ・練習試合等で、やむを得ず活動時間が基準を超える場合、校長の承認を受ける。
- ・防災訓練等や地域の行事と重なった場合できる限り行事を優先する。

【長期休業中の活動】

- ・活動は平日のみとする。ただし、各競技団体等が主催する公式戦が休日に行われる場合は、生徒には平日に代替休養日を設定する。
- ・活動時間は、長くとも3時間程度を原則とする。
- ・家庭でのまとまった休養日がとれるよう配慮する。

※定期テスト前後の一定期間については、原則として活動を行わない。

【練習試合等について】

練習試合等においては、保護者の送迎や生徒の負担、交通事故の危険がないよう、市内を中心とした、近隣の市町に留める。基本的に、県外への遠征は認めない。

【公式戦とは】

公式戦とは、中体連、中文連、各協会、各連盟が主催する大会のことを指す。